

文書共有システム提供業務仕様書

三原市

1 件 名

三原市文書共有システム提供業務

2 目 的

文書共有システム（以下「システム」という。）を運用し、本市で配布する紙資料等を電子化することによって本市のペーパーレス化を図る。

また、会議中以外でも時間、場所を問わずにいつでも資料を閲覧できることで円滑な市政運営及び議会運営を可能とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 サービス提供期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 業務の内容

受注者は、システムの利用サービスの提供に当たり、次の業務を実施すること。

(1) 初期設定の実施

(2) システムの利用に伴うサーバーの保守及びシステム利用の問い合わせ対応

6 マニュアルの提供

システムのバージョンアップ等による機能、操作に変更が生じた場合は、利用者向け、管理者向け別にマニュアルを提供すること。

またサポート専用のマニュアルや各種利用方法の資料をいつでも確認ができるようにすること。

7 システム利用時間

システムについては、24時間365日を通じて、利用可能であること。（事前通知によるメンテナンス等の停止を除く。）

8 システムの仕様

次の仕様を満たすこと。

(1) システムのデータセンターが日本国内のクラウド型であること。

(2) 保存するデータのファイル階層が 10 以上であること。

(3) データ化する資料、その他の文書ファイルを PDF 形式でシステム上に登録し、

タブレット端末及びパソコンを使用し、携帯電話回線及び Wi-Fi 環境を通じ、いつでも PDF 文書ファイルを参照することができること。

- (4) 会議において、全端末で同じ資料を表示させる機能等、円滑な会議の進行に必要な機能を有すること。
- (5) iOS、iPadOS、Windows、MacOS、ChromeOS などで対応していること。
- (6) 使用者が閲覧するタブレット端末及びパソコンにおいて、専用のアプリケーションを使って PDF 文書ファイルを閲覧することができること。また、Windows 搭載パソコンのブラウザからも閲覧できるものとする。
- (7) データのアップロードは、インターネット接続環境から行えること。また、Windows 搭載パソコンから web ブラウザを用いて容易に行えること。
- (8) 文書ファイルの閲覧及びアップロードについて、1,000 ページ又は 100MB 程度の文書ファイルでもアップロードができること。
- (9) 最大 250ID のアカウントが同時にクラウドサーバーにアクセスし、支障なく会議を行うことができること。
- (10) ファイル容量は、保存可能なデータ容量を 40GB 以上確保していること。
- (11) アカウントの数やファイル容量については、必要に応じ協議の上、増減することができること。
- (12) 利用者ごとにアカウントの ID 及びパスワードを設定し、設定変更等ができること。
- (13) 本市のシステム管理者が、ユーザーやユーザーグループごとに利用可能な機能の制限ができること。
- (14) 地方自治体への契約行為を介した導入実績を 100 件以上有するシステムであること。
- (15) システムのバージョンアップがあった場合は、本市への事前通知により、最新版を提供すること。なお、バージョンアップの費用は、原則無償とすること。
- (16) その他、システム等の機能を維持する上で当然備えるべき事項については、仕様に含まれること。

10 セキュリティ対策について

セキュリティについては、次の要件を満たすこと。

- (1) 公開前文書や非公開文書が、インターネット上に流出することのないようにセキュリティ対策が講じられていること。また、不正アクセス、情報漏えい及びウイルス対策が講じられていること。
- (2) アクセスログを最低 12 か月間保管し、必要に応じて本市に提示又は提出すること。

- (3) IP アドレス、端末種別によるアクセス制限が行えること。
- (4) 不正アクセスがあった場合は、直ちに本市に報告するとともに、被害の調査・対応、原因究明及び再発防止対策を行うこと。
- (5) 修正パッチやセキュリティホール対策の日常管理を行うこと。
- (6) サーバーと端末間の通信経路は暗号化通信により行うこと。

1 1 システムの動作環境

システムの動作環境については、次の動作環境を満たすこと。

- (1) システムの利用に支障のない十分なスペックのサーバー機で構成すること。
- (2) システムの利用に際してのアクセス性能は、会議の進行に支障をきたさない程度を保つこと。
- (3) 無停電電源装置や発電装置等により、停電時に継続して利用できるよう対策が講じられていること。
- (4) 24時間365日の監視体制を敷き、サーバーがダウンするなど、トラブルが発生した場合は、直ちに復旧できる対策が講じられていること。

1 2 システム（クラウド）データセンター

システム（クラウド）データセンターのについては、次の仕様を満たすこと。

- (1) データセンターは、日本国内にあり24時間365日の利用を実現すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び水の被害を防止する措置がとられていること。
- (3) 建物の出入り口に防犯対策が講じられていること。
- (4) データセンターには事前に登録された者のみが入館できるよう、入退館が管理されていること。
- (5) 停電対策として、異系統による本線及び予備線電源線受電方式による多重化又は定電圧定周波数装置、非常用自家発電装置の連動による対策が取られていること。
- (6) サーバー等のセキュリティ対策は下記のとおりとすること。
 - ア 厳重な情報セキュリティ対策を取ること。
 - イ 利用者に対し、ドメイン及びサーバーの信頼性を提供すること。
 - ウ プログラミング上のセキュリティ対策と、不要ポート・システムの削除を行うこと。
- (7) 日次によるバックアップに対応していること。また、サーバー機器故障、サーバー管理者の操作ミス等によりシステムに登録されたデータが失われることのな

いよう対策を講じること。

1 3 サーバーの保守・管理について

本仕様書の内容に基づき、必要なサーバーの保守を行うこと。また、利用支援を次のとおり実施すること。

- (1) 利用支援のため、サポート窓口を整備すること。
- (2) サポート窓口の対応時間は、午前9時から午後6時まで（土・日・祝日及び受注者の所定休日を除く。）とする。
- (3) 緊急時等の場合は、前号の時間外にも対応可能とすること。
- (4) 電話又はメールでの問い合わせ対応を実施すること。

1 4 障害時の対応について

サーバー障害の際には、次のとおり対応すること。

- (1) 本市が障害を検知して受注者に連絡した場合、当該事業者営業時間内においては連絡から速やかに電話又はメールで1次回答をすること。営業時間外の場合には、障害の程度により適宜協議すること。
- (2) 受注者が障害を検知した場合、当該事業者営業時間内においては検知から迅速に本市に連絡の上、速やかに電話又はメールで1次回答をすること。営業時間外の場合には、障害の程度により適宜判断して連絡すること。
- (3) 障害が発生した場合、速やかに復旧のための体制をとり、原則として、本市からの連絡又は受注者による検知から適切な時間内に復旧すること。ただし、具体的な復旧時間は障害の内容や状況により異なるため、その都度適切な対応を行うこと。
- (4) 障害を復旧した場合、受注者は、障害状況・発生原因・事後対策等についての報告を本市へ行うこと。

1 5 サポート体制について

システムの円滑な利用のためサポート体制を確保し、迅速に必要な支援ができること。

- (1) システムを利用する前に、アプリのインストール作業やログイン作業を除く必要な初期設定を行うこと。
- (2) 各種マニュアル等、利用ノウハウに関する資料等が提供されること。また、格納資料に改版が発生した場合は自動的に最新版に差し替えられること。

1 6 料金の支払い及び支払い方法

支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 初期設定料金

サービス提供開始月分の請求書にて支払うものとする。

(2) システム使用料

サービス提供開始日（令和7年11月1日）の当月1日から発生するものとし、請求書により翌月末日までに毎月銀行振込にて本市が支払うものとする。（振込手数料は本市の負担とし、支払期日が祝日・休日にあたる場合は、当該金融機関の前営業日までに支払うものとする。）

なお、契約締結日の翌日からサービス提供開始日までは、準備期間とし使用料は支払わないものとする。

また、独自提案で講習会を開催する場合は、講習会料金についてはシステム使用料に含むものとする。

1.7 その他

- (1) 本業務において、業務遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、市の同意なくして第三者に漏えい又は開示してはならない。
- (2) 本業務の契約完了後は、本業務に関する情報を全て返却又は確実に廃棄し、書面にて廃棄証明書を提出すること。
- (3) 契約終了後に他の事業者が本業務を引き継ぐ場合、その時点で蓄積されたデータの引き渡しや業務の引き継ぎについて、システム継続に支障がないよう協力するものとする。
- (4) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者で協議の上、誠意を持って速やかに解決すること。